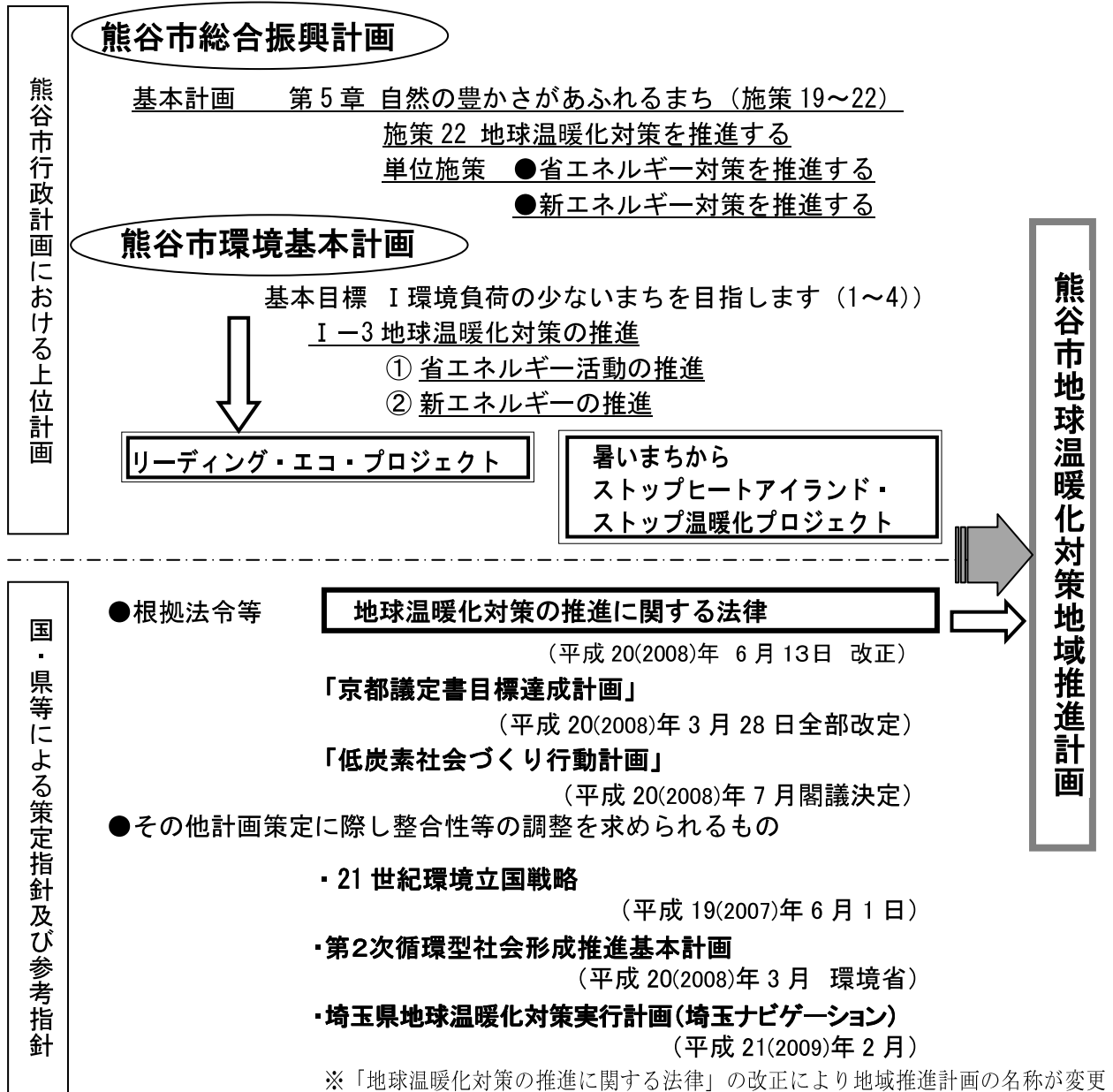


## 第 2 章 計画の基本的事項

# 1 計画の位置づけ

計画の位置づけは、次に示すとおりです。



## 地球温暖化対策の推進に関する法律

### 第 20 条第 2 項

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

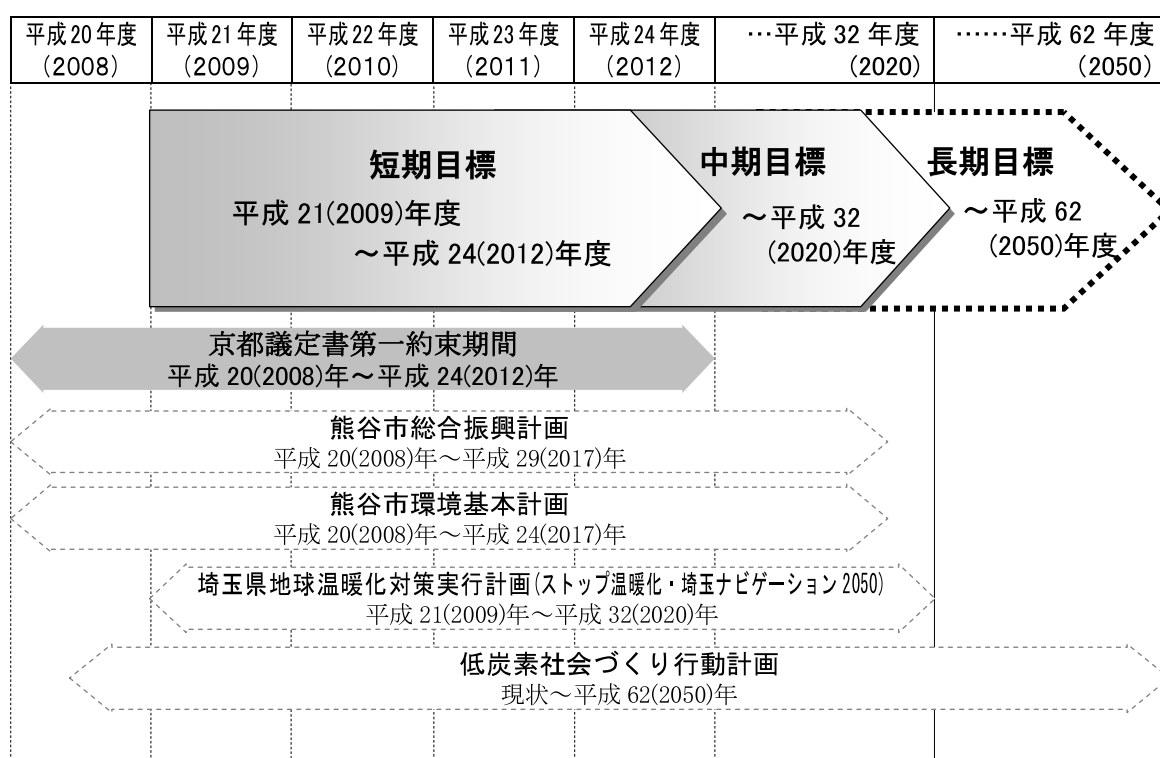
### 第 20 条の三

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

## 2 計画の期間・目標年度

本計画は、熊谷市全域を対象とし、計画の期間を平成 21（2009）年度から京都議定書の第一約束期間\*の最終年度である平成 24（2012）年度までを短期目標の期間とし、具体的な削減量の目標設定を行います。

さらに、地球温暖化対策は、長期的展望を合わせ持つことも大変重要ですので、平成 32（2020）年度までを中期目標期間、平成 62（2050）年度までを長期目標期間として温室効果ガスの排出削減に取り組む、低炭素社会の実現を目指します。



※京都議定書第一約束期間

京都議定書で定められた第一段階の目標期間で 2008 年から 2012 年までのこと。京都議定書では温室効果ガスの削減への取組みの第一段階として、締約国の温室効果ガス総排出量を 1990 年から少なくとも 5.2%を削減しなければならないと規定されている。

### 3 対象とする活動と温室効果ガス

#### (1) 活動

この計画における活動とは、人為的活動により温室効果ガスを発生させる行為のことで、電気や燃料の消費、ごみの焼却、家畜の飼養などのことをいいます。

温室効果ガスの排出量は、世帯数や人口、ガソリンや電気・ガスなどエネルギーの消費量、ごみの焼却やし尿などの処理量、水田の面積や家畜の頭数、製造品出荷額等などの各種統計に基づいて算出します。

活動の種類については「地球温暖化対策の推進に関する法律 施行令」と「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（第3版）」の指定を基本とします。

#### (2) 温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書で定める6種類のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とします。

■温室効果ガスの種類と主な人為的な発生源

	温室効果ガス	人為的な発生源
計 画 の 対 象	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物などを燃焼したときに排出されます。化石燃料を燃焼してつくる電気の消費も排出していることとなります。
	メタン(CH <sub>4</sub> )	水田（湛水期での嫌気微生物による水田土壌中有機物の分解）や牛などの反芻動物による腸内発酵といった農業活動、化石燃料の燃焼、廃棄物の埋め立て等から排出されています。
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用による農耕地の土壌などから排出されています。
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコン、冷蔵庫などの冷媒、断熱発泡剤などに使用されています。
計 画 の 対 象 外	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造の洗浄ガス、電子部品の不活性液体などとして使用されています。
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変電施設などに封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されています。

※パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は特定事業所で使用されているもので、市民生活と直接関係がないため調査対象外とします。